

I 保健所の概況

1 八王子市保健所のあゆみ

* 八王子市保健所に関するできごとはゴシック表記

(平成 19 年 3 月 31 日までは東京都八王子保健所)

年 月	東京都八王子保健所	国
S15. 9	八王子市新町に東京府立南多摩保健所として発足（その後台町に移転）（多摩地域 3 番目）（1 番目：S13. 4 西多摩保健所（現：西多摩保健所）、2 番目：S14. 9 北多摩保健所（現：多摩府中保健所））	
17. 11	保健衛生行政を警視庁から東京府へ移管	
18. 7. 1	東京都制施行 旧東京府・東京市所管の衛生行政事務は民生局（現：福祉保健局）に移管 東京都制実施により東京都南多摩保健所と改称	
21. 9	民生局から分離し衛生局設置	
22. 3		GHQの結核対策強化に関する覚書
22. 4	食品衛生監視員制度の開始	GHQの保健所拡充強化に関する覚書の指令
22. 5	食品衛生行政が警視庁から衛生局に移管	
22. 11	第 1 回衛生局学術研究会（現：福祉保健医療学会）の開催	
22. 12		毒物劇物営業取締法、理容師法、食品衛生法施行
23. 1		保健所法全面改正
23. 7		興行場法、公衆浴場法、旅館業法、性病予防法、薬事法施行
23. 10. 10	新制保健所の発足（41 か所） 保健所法改正により所管区域は八王子市ほか16か町村とする東京都南多摩保健所として発足 大島、三宅島、八丈島に出張所の設置	
23. 11		環境衛生監視員の設置
25. 5		精神衛生法施行
25. 6	八王子市東町に庁舎を新築移転	
26. 4		結核予防法全面改正
27. 4		保健所で母親学級開講
28. 10. 20	名称を東京都八王子保健所に改称	
30. 4. 1	市町村合併促進法に基づき加住、川口、恩方、元八王子、横山、由井の 6 か村が八王子市と合併	
30. 7. 1	町田保健所の新設により、所管区域は八王子市、日野市、稲城村、浅川町、由木村、多摩村	
31. 4		医薬分業開始

年 月	東京都八王子保健所	国
S32. 4		原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行
34. 4. 1	所管区域内の浅川町が八王子市と合併	
36. 6	新生児訪問指導事業、3歳児健康診査、3歳児歯科健康診査開始	
37. 6	「動く保健所」事業開始	
39. 8. 1	所管区域内の由木村が八王子市と合併	
40. 6		精神衛生法改正
40. 4	保健衛生事務の一部を特別区に移管（そ族昆虫駆除、定期結核健康診断、定期予防接種、母子保健手帳の交付）	
40. 8		母子保健法改正
41. 2	保健所に精神科の嘱託医及び精神衛生相談員の配置	
44. 4. 1	日野保健所の新設により所管区域は八王子市のみに	
45. 4	食品機動監視班の設置	
46. 4	ビル衛生検査班の設置	
47. 4. 1	八王子市旭町13番18号に庁舎を新築移転 西寺方町75番地2に八王子保健所西保健相談所の開設（多摩地域で2番目）（1番目：S46.4 町田保健所鶴川保健相談所）（区：S45.4 砧保健所烏山保健相談所、千住保健所東和保健相談所）	
49. 4	衛生局内に夜間休日案内所の設置	
50. 4	保健衛生行政の特別区移管（保健所・保健相談所）	
52. 11	第1回「栄養展」を開催	
58. 2		老人保健法施行
59. 4. 1	保健所敷地内に機能訓練棟（現：別館）を設置し、機能訓練モデル事業の開始	
60. 3. 13	第二次OAシステムモデル職場に指定	
60. 12		医療法一部改正（地域医療計画策定等）
62. 1		結核・感染症サーベイランス事業開始
62. 2	保健所でエイズ相談、HIV抗体検査開始	
62. 6. 1	組織改正により総務課と衛生課が統合され、組織名称は「衛生課」	
62. 8		精神衛生法改正
62	第1回「心の健康フェスティバル」を開催	
H 1. 2		後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）施行

年 月	東京都八王子保健所	国
H 1. 3		保健所で匿名によるH I V抗体検査開始
1. 12	東京都保健医療計画策定 ①医療計画のほかに健康づくり、疾病予防・治療及びリハビリテーションに至る総合的・基本的な保健医療計画 ②一次・二次・三次保健医療圏及び二次保健医療圏ごとに必要病床数の設定	
2. 4. 1	輸入食品監視班設置	
2. 7	東京都保健所問題検討委員会最終報告 ①地域保健推進室(仮称)の設置 ②住民に分かりやすい組織名称への改正 ③検査機能・放射線技師の集中化 ④人材の確保育成	
3. 1		厚生行政総合情報システム(W I S H) 稼働開始
3. 4	新都庁舎開庁	
4. 6. 1	南大沢二丁目17番5号に八王子保健所南大沢保健相談所の開設	
5. 4. 1	組織改正により衛生課が「生活衛生課」、予防課が「保健サービス課」に	
5. 9	エイズ夜間常設検診機関「東京都南新宿検査相談所」の開設	
6. 7		地域保健法制定、母子保健法等改正
8. 9	衛生局 50 周年	
9. 3. 31	母子保健事業の移管に伴い、西保健相談所・南大沢保健相談所を八王子市に移譲	
9. 4. 1	「地域保健法」施行に伴い、多摩地域(島しょ除く)の保健所、保健相談所 31 か所が 12 か所の保健所に再編。あわせて「地域保健推進室」が設置され「生活衛生課」「保健サービス課」の 1 室 2 課体制に組織改正	地域保健法全面施行 精神保健福祉法施行
11. 4		感染症法施行(伝染病予防法廃止)
12. 4. 1	「長房地区健康づくりプロジェクト」事業開始	介護保険法施行
12. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」を策定	
13. 8	①総合的な保健医療戦略の地域拠点としての新基幹型保健所(仮称) ②保健所を二次保健医療圏単位に再構築 ③八王子市・町田市の保健所政令市指定に向け協議 ④四つの分野・七つの機能に重点化	

年 月	東京都八王子保健所	国
H14. 4. 1	精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、通院医療公費負担申請等の事務が市へ移譲 組織改正により地域保健推進室と生活衛生課が統合され「生活衛生課」と「保健サービス課」の2課制に変更	
14. 4	「衛生局」から「健康局」へ局名変更	
15. 1	「八王子地区小児感染症サーベイランス事業」開始	
15. 4	多摩地域の保健所における動物管理業務が動物愛護相談センターへ集中化	
15. 5		健康増進法施行
15. 7	「多摩地域保健サービス検討会」最終報告 ①都と市町村の役割分担 ・都：専門的技術的業務、市町村への援助機能、健康危機管理の拠点 ・市町村：住民ニーズを捉えたきめ細やかな保健サービス ②地域保健サービスの総合支援制度の創設 ・人的支援（派遣、事業協力等） ・技術支援（実務・専門的助言指導） ・財政支援（包括的補助制度） ③保健所の再編・機能強化（二次医療圏に1か所）	
16. 4. 1	多摩地域（島しょ除く）の保健所12か所が7か所に再編 組織改正により生活衛生課が「生活環境安全課」、保健サービス課が「保健対策課」に	
16. 6	「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」の設置	
16. 8. 1	「福祉局」と「健康局」が統合され「福祉保健局」になる	
16. 10	難病等の医療費申請事務が市町村へ移譲	
17. 4	エイズ予防普及の一環としてゲイグループの支援開始（H18八王子ゲイネットワーク「かたつむりの会」発足）	
18. 2	「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」にて19年4月に保健所政令市移行決定	
18. 4		障害者自立支援法施行
18. 9. 13		地域保健法施行令改正「保健所政令市に八王子市が加わる」
18. 10	保健所政令市移行に伴う八王子市研修生受入	
18. 12	都議会第四回定例会にて、保健所設置条例における東京都八王子保健所廃止決定（19. 4. 1 施行） 市議会第四回定例会にて、八王子市保健所条例制定（19. 4. 1 施行）八王子市保健所設置決定	
19. 3. 31	東京都八王子保健所廃止	

年 月	八王子市保健所	国
H19. 4. 1	八王子市保健所発足 組織改正により「保健総務課」「生活衛生課」「保健対策課」 の3課制となる 市保健所として動物衛生行政を開始	改正感染症法施行（結核予防法 廃止）
19. 4	八王子市内の大学等で「麻しん」大流行	
20. 5. 12		感染症法改正
21. 5	都内初の新型インフルエンザ患者確認	
22. 8	八王子市自殺対策庁内連絡会設置	
23. 2	はちおうじ食育キャラクター公表	
23. 3	八王子市食育推進計画策定	

2 管内の状況

八王子市保健所の所管区域である八王子市は、都心から約40km西に位置し、東西24.3km、南北13.4km、周囲95.8km、面積186.31km²で、都内では奥多摩町について2番目に広い面積を有する。また、北はあきる野市に、東は多摩市・日野市・昭島市に、南は町田市に、さらに、西は檜原村及び高尾・陣馬山を境に神奈川県に接し、市の中央部を浅川が流れ多摩川に合流し緑豊かな自然環境に恵まれている。

交通は東西にJR中央線、南北に同八高線・横浜線が通り、さらに新宿とは京王線で結ばれている。

道路は国道20号線（甲州街道）と16号線（東京環状）が交差し、さらには中央道インターチェンジ・圏央道ジャンクション等もあって、多摩地域の道路交通の重要な結節点となっている。

古くから甲州街道の宿場町として、また、織物の町として栄えてきた八王子市は、近年交通の便利さと豊かな環境によって近郊住宅地域として発展している。

平成23年1月1日現在の八王子市の世帯数は246,095世帯、人口は554,413人で、人口密度は1km²当たり2,975人となっている。

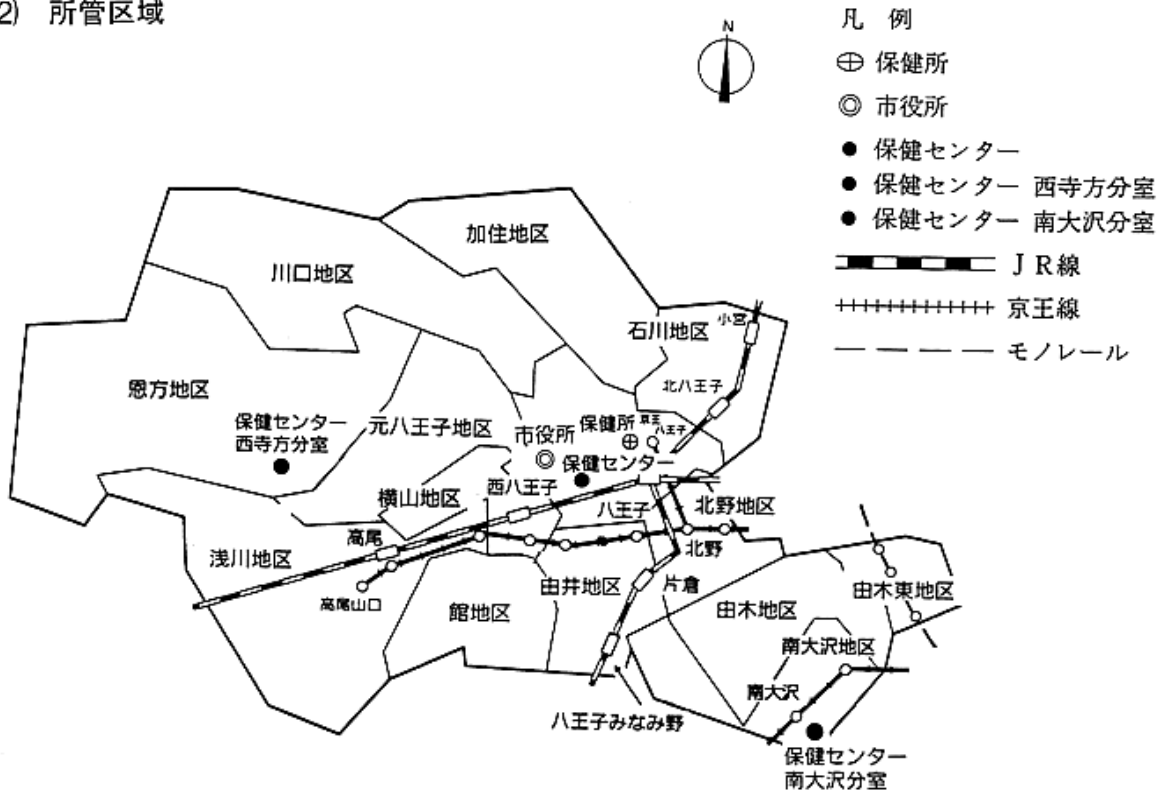
平成22年10月1日現在、八王子市の年少人口（0～14歳）の割合は13.1%で東京都の11.8%より高く、生産年齢人口（15～64歳）においては66.1%で東京都の67.7%より低い。また、老年人口（65歳以上）は20.8%で東京都と同じである。

八王子市には、その周辺部も含め23の大学等（大学・短期大学・高専）があり、外国人留学生約3,100人を含む約11万人の学生が学んでいる全国でも有数の学園都市として、また、首都圏の中核都市として着実に歩み続けている。

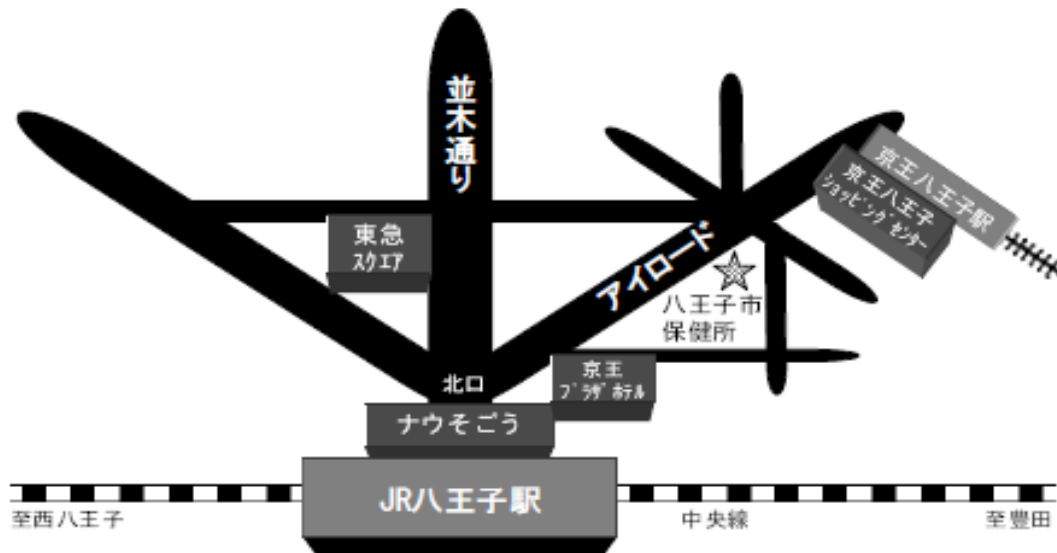
(1) 東京都における管内の位置



(2) 所管区域



(3) 案内図



【交通機関】 JR中央線・八高線・横浜線八王子駅 北口 徒歩3分
京王線京王八王子駅 徒歩1分

3 管内の人口

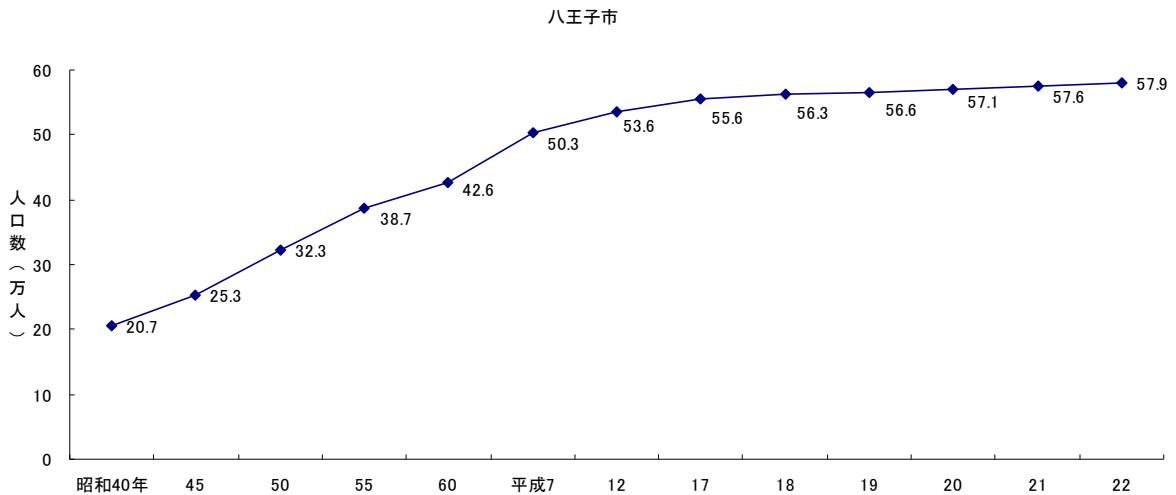
(1) 人口の推移

各年10月1日（国勢調査又は推計人口）

年次	八王子市	合計特殊出生率	東京都	合計特殊出生率	全 国	合計特殊出生率
平成 18	563,077	1.16	12,677,921	1.02	127,770,000	1.32
19	566,591	1.19	12,790,202	1.05	126,085,000	1.34
20	571,243	1.19	12,898,939	1.09	125,947,000	1.37
21	575,578	1.21	12,988,797	1.12	125,820,000	1.37
22	579,799	1.24	12,868,000	1.12	126,371,000	1.39

* 全国人口は総務省統計局推計人口、東京都及び八王子市人口は東京都総務局統計部による推計人口
 （平成22年東京都及び八王子市人口は東京都福祉保健局人口動態統計年報速報（概数）による）

図3-1 人口の推移



(2) 年齢階級三区分割合の年次推移（各年10月1日現在）

年次	年少人口 (0～14歳)			生産年齢人口 (15～64歳)			老年人口 (65歳以上)		
	八王子市	東京都	全 国	八王子市	東京都	全 国	八王子市	東京都	全 国
平成 18	13.4	11.6	13.6	68.5	69.3	65.5	18.1(7.5)	19.1(8.2)	20.8(9.5)
19	13.3	11.8	13.6	67.8	68.9	64.7	18.9(7.7)	19.3(8.4)	21.7(10.0)
20	13.3	11.8	13.5	67.2	68.4	64.2	19.5(8.0)	19.8(8.7)	22.3(10.5)
21	13.2	11.8	13.4	66.6	68.0	63.6	20.2(8.4)	20.2(9.1)	23.0(10.9)
22	13.1	11.8	13.3	66.1	67.7	63.4	20.8(8.8)	20.8(9.4)	23.3(11.2)

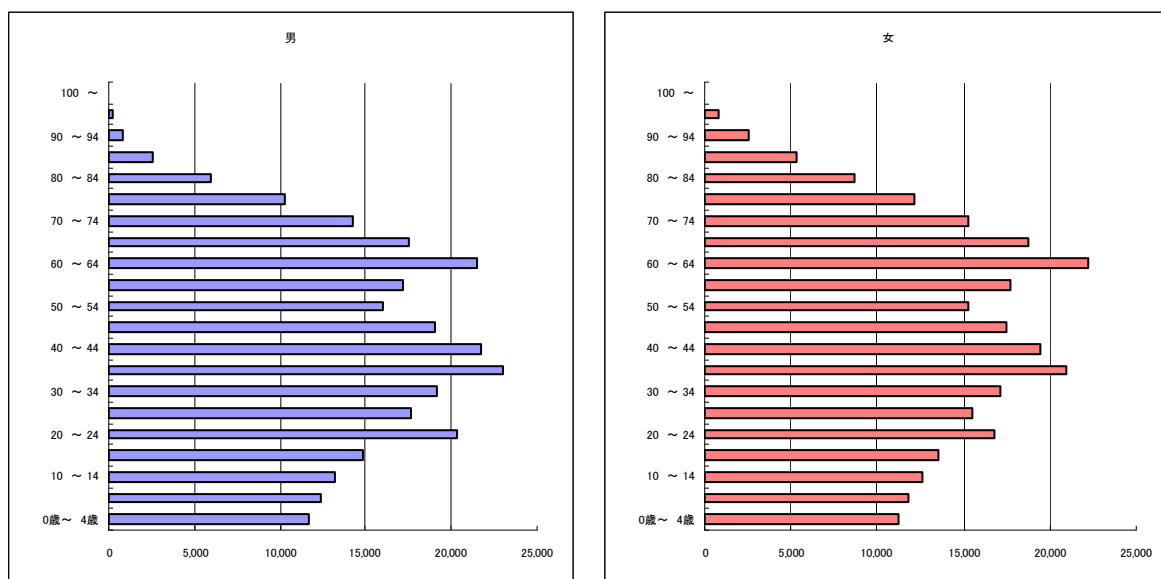
* 老年人口の（ ）は75歳以上人口の再掲

(3) 性・年齢階級別人口

平成23年1月1日住民登録人口

	管内			構成比
	総数	男	女	
総数	554,413	279,335	275,078	100.0
0歳～4歳	22,892	11,707	11,185	4.1
5～9	24,158	12,357	11,801	4.4
10～14	25,784	13,224	12,560	4.7
15～19	28,398	14,876	13,522	5.1
20～24	37,089	20,302	16,787	6.7
25～29	33,151	17,640	15,511	6.0
30～34	36,215	19,142	17,073	6.5
35～39	43,877	22,962	20,915	7.9
40～44	41,146	21,696	19,450	7.4
45～49	36,479	19,052	17,427	6.6
50～54	31,314	15,996	15,318	5.6
55～59	34,835	17,140	17,695	6.3
60～64	43,728	21,541	22,187	7.9
65～69	36,242	17,523	18,719	6.5
70～74	29,598	14,307	15,291	5.3
75～79	22,440	10,300	12,140	4.0
80～84	14,659	5,984	8,675	2.6
85～89	7,927	2,554	5,373	1.4
90～94	3,344	831	2,513	0.6
95～99	997	180	817	0.2
100～	140	21	119	0.0
年少人口 (0～14)	72,834	37,288	35,546	13.1
生産年齢人口 (15～64)	366,232	190,347	175,885	66.1
老年人口 (65歳以上)	115,347	51,700	63,647	20.8

図3-2 性・年齢階級別人口構成図



(4) 世帯と人口 (地区・町別)

平成23年1月1日現在

地区町名	世帯数	人 口 (人)			面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		総 数	男	女		
総 数	246,095	554,413	279,335	275,078	186.310	2,975
本庁地区	59,396	119,515	60,340	59,175	12.838	9,309
横山町	1,058	1,960	972	988	0.117	16,752
八日町	1,073	2,092	990	1,102	0.082	22,512
八幡町	932	1,930	957	973	0.091	21,208
八木町	435	851	428	423	0.062	13,725
追分町	846	1,585	802	783	0.077	20,584
千人町	3,426	6,487	3,271	3,216	0.575	11,281
日吉町	582	1,140	577	563	0.099	11,515
元本郷町	2,700	5,660	2,811	2,849	0.689	8,214
平岡町	725	1,437	730	707	0.168	8,553
本郷町	285	563	271	292	0.047	11,978
大横町	509	954	500	454	0.163	5,852
本町	968	1,871	931	940	0.137	13,656
元横山町	2,451	4,780	2,376	2,404	0.417	11,462
田町	195	268	181	87	0.029	9,241
新町	497	963	481	482	0.061	15,786
明神町	4,411	8,027	3,940	4,087	0.645	12,444
子安町	5,225	10,112	5,150	4,962	0.880	11,490
東町	69	114	52	62	0.042	2,714
旭町	220	462	214	248	0.179	2,581
三崎町	206	368	181	187	0.033	11,151
中町	213	301	156	145	0.040	7,525
南町	432	642	332	310	0.036	17,833
寺町	721	1,303	689	614	0.107	12,177
万町	1,140	2,332	1,174	1,158	0.213	10,948
上野町	1,368	2,861	1,433	1,428	0.279	10,254
天神町	392	667	349	318	0.044	15,159
南新町	297	467	258	209	0.039	11,974
小門町	797	1,660	842	818	0.155	10,709
台町	4,388	9,940	4,934	5,006	0.989	10,050
中野町	2,240	4,245	2,055	2,190	0.559	7,593
曉町	2,815	6,057	3,088	2,969	0.895	6,767

地区町名	世帯数	人 口 (人)			面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		総 数	男	女		
中野山王	3,131	6,089	2,928	3,161	0.807	7,545
中野上町	3,955	8,565	4,422	4,143	1.159	7,390
大和田町	7,362	15,365	8,113	7,252	1.952	7,871
富士見町	662	1,477	694	783	0.154	9,590
緑 町	2,083	4,564	2,383	2,181	0.672	6,791
清川町	587	1,356	675	681	0.145	9,351
浅川地区	9,238	19,957	10,003	9,954	26.339	757
東浅川町	4,568	10,369	5,230	5,139	1.314	7,891
初沢町	1,578	3,296	1,633	1,663	1.441	2,287
高尾町	1,458	3,048	1,578	1,470	4.627	658
南浅川町	260	449	207	242	8.623	52
西浅川町	278	695	350	345	0.210	3,309
裏高尾町	805	1,453	670	783	9.247	157
廿里町	291	647	335	312	0.877	737
由木地区	13,488	32,464	16,715	15,749	7.816	4,153
下柚木	3,639	9,142	4,737	4,405	1.702	5,371
上柚木	3,973	10,639	5,288	5,351	1.828	5,820
中山	321	832	434	398	0.829	1,003
越野	1,158	2,438	1,367	1,071	0.458	5,323
南陽台	1,427	3,474	1,664	1,810	0.413	8,411
堀之内	2,970	5,939	3,225	2,714	2.586	2,296
由木東地区	8,957	19,847	10,320	9,527	4.086	4,857
東中野	2,020	4,094	2,295	1,799	1.876	2,182
大塚	3,136	6,823	3,660	3,163	1.069	6,382
鹿島	1,379	3,275	1,589	1,686	0.325	10,077
松が谷	2,422	5,655	2,776	2,879	0.816	6,930
南大沢地区	21,502	56,020	27,659	28,361	9.474	5,913
鐘水	3,290	9,046	4,425	4,621	3.449	2,622
南大沢	7,428	18,254	9,013	9,241	2.834	6,441
松木	2,961	7,165	3,700	3,465	0.689	10,399
別所	7,823	21,555	10,521	11,034	2.502	8,615
横山地区	22,952	51,412	24,999	26,413	6.192	8,303
並木町	1,526	3,368	1,701	1,667	0.309	10,900
散田町	6,355	13,852	6,836	7,016	1.227	11,289
山田町	1,098	2,576	1,318	1,258	0.402	6,407
めじろ台	3,796	8,683	4,103	4,580	0.995	8,726
長房町	6,778	14,316	6,817	7,499	2.188	6,542
城山手	667	2,063	1,004	1,059	0.298	6,922
狭間町	2,732	6,554	3,220	3,334	0.773	8,478

地区町名	世帯数	人口(人)			面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
館地区	13,500	29,756	15,412	14,344	8.124	3,662
櫛田町	4,066	8,733	4,425	4,308	1.023	8,536
館町	6,018	12,372	6,597	5,775	4.217	2,933
寺田町	2,818	6,834	3,472	3,362	1.964	3,479
大船町	598	1,817	918	899	0.920	1,975
元八王子地区	22,070	52,844	26,644	26,200	12.781	4,134
大楽寺町	2,292	5,564	2,849	2,715	0.695	8,005
上老分方町	1,360	3,484	1,717	1,767	0.687	5,071
諏訪町	2,434	5,417	2,747	2,670	0.592	9,150
四谷町	1,225	2,753	1,431	1,322	0.355	7,755
叶谷町	820	1,867	928	939	0.305	6,121
泉町	1,608	3,620	1,787	1,833	0.430	8,418
横川町	4,910	11,285	5,590	5,695	1.316	8,575
式分方町	1,758	4,429	2,331	2,098	1.038	4,266
川町	997	2,612	1,293	1,319	1.777	1,469
元八王子町	4,666	11,813	5,971	5,842	5.586	2,114
恩方地区	6,090	14,556	7,323	7,233	37.283	390
下恩方町	2,885	7,197	3,565	3,632	5.654	1,273
上恩方町	381	924	468	456	22.868	40
西寺方町	2,708	6,167	3,155	3,012	2.305	2,675
小津町	116	268	135	133	6.456	41
川口地区	14,211	32,041	16,017	16,024	24.290	1,319
川口町	5,153	12,577	6,365	6,212	5.007	2,511
上川町	784	1,800	885	915	7.941	226
犬目町	3,027	6,406	3,175	3,231	2.427	2,639
檜原町	3,597	8,299	4,182	4,117	1.624	5,110
美山町	1,650	2,959	1,410	1,549	7.291	406
加住地区	7,853	14,139	7,356	6,783	14.515	974
尾崎町	50	117	62	55	0.185	632
左入町	1,124	1,984	1,089	895	0.723	2,744
滝山町	1,013	1,489	879	610	1.170	1,272
梅坪町	153	301	149	152	0.465	647
谷野町	662	1,240	640	600	1.110	1,117
みつい台	1,005	2,420	1,179	1,241	0.306	7,908
丹木町	1,965	2,781	1,449	1,332	1.117	2,489
加住町	281	566	296	270	1.490	379
宮下町	736	1,339	637	702	1.871	715
戸吹町	717	1,480	756	724	3.496	423
高月町	147	422	220	202	2.582	163

地区町名	世帯数	人 口 (人)			面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		総 数	男	女		
由井地区	15,919	40,375	20,349	20,026	8.625	4,681
小比企町	2,936	6,669	3,431	3,238	1.521	4,384
片倉町	5,354	12,397	6,301	6,096	3.079	4,026
西片倉	897	2,147	1,049	1,098	0.388	5,533
宇津貫町	25	61	31	30	0.385	158
みなみ野	3,510	9,872	4,927	4,945	1.118	8,830
兵衛	828	2,113	1,088	1,025	0.470	4,495
七国	2,369	7,116	3,522	3,594	1.664	4,276
北野地区	17,388	38,148	19,075	19,073	5.853	6,517
北野町	3,901	7,289	3,932	3,357	1.247	5,845
打越町	4,200	9,092	4,538	4,554	1.493	6,089
北野台	2,991	7,666	3,676	3,990	0.865	8,862
長沼町	3,619	7,831	3,870	3,961	1.572	4,981
絹ヶ丘	2,677	6,270	3,059	3,211	0.676	9,275
石川地区	13,531	33,339	17,123	16,216	8.094	4,119
高倉町	1,338	3,107	1,567	1,540	0.648	4,794
石川町	4,487	10,705	5,563	5,142	2.657	4,028
宇津木町	1,321	3,382	1,726	1,656	1.012	3,341
平町	147	404	206	198	0.366	1,103
小宮町	2,101	5,256	2,739	2,517	1.184	4,439
久保山町	2,136	5,714	2,876	2,838	0.751	7,608
大谷町	1,503	3,528	1,830	1,698	1.258	2,804
丸山町	498	1,243	616	627	0.218	5,701

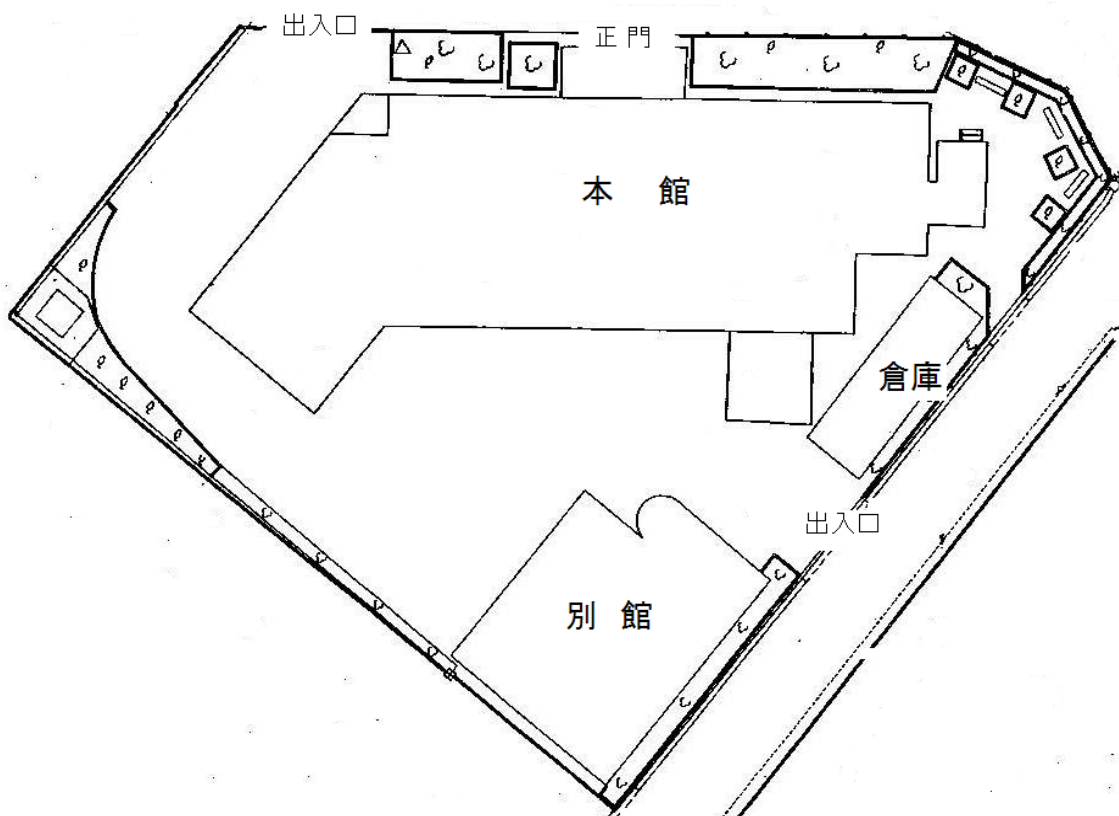
4 施設の概要

(単位 m²)

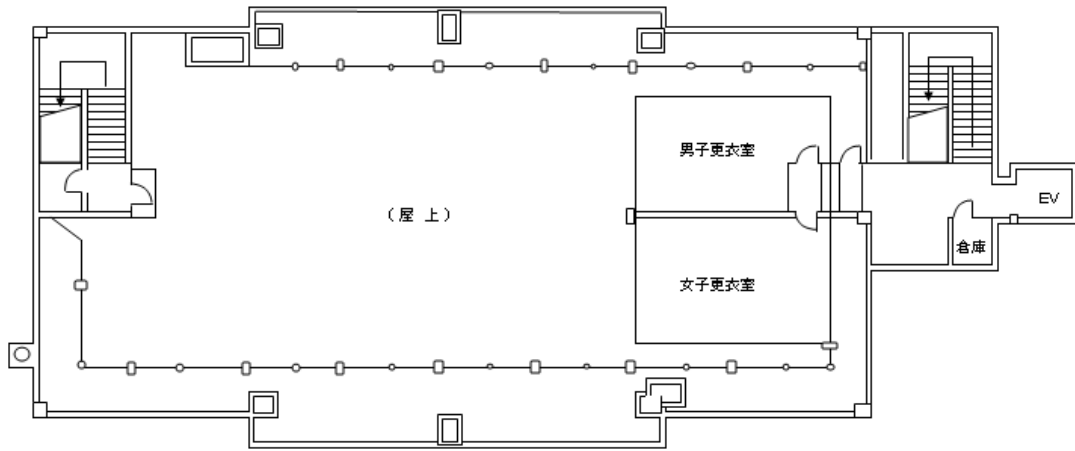
	本館	別館	倉庫	床面積合計
竣工	昭和47年3月	昭和59年3月	昭和61年12月	
構造	鉄筋コンクリート4階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨筋2階建	
面積	1階	185.49	50.00	847.95
	2階	95.48	50.00	597.73
	3階	—	—	452.25
	4階	—	—	49.87
	塔屋	—	—	55.53
	計	280.97	100.00	2,003.33

敷地面積 2,004.61 m²

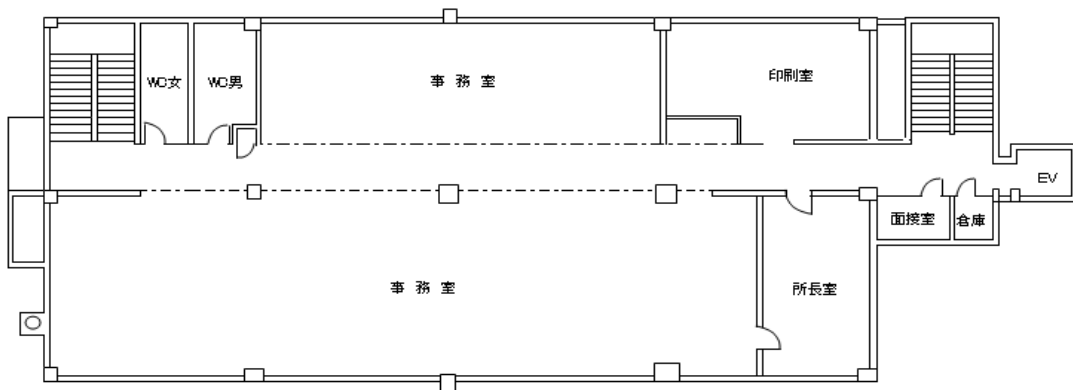
建物配置図



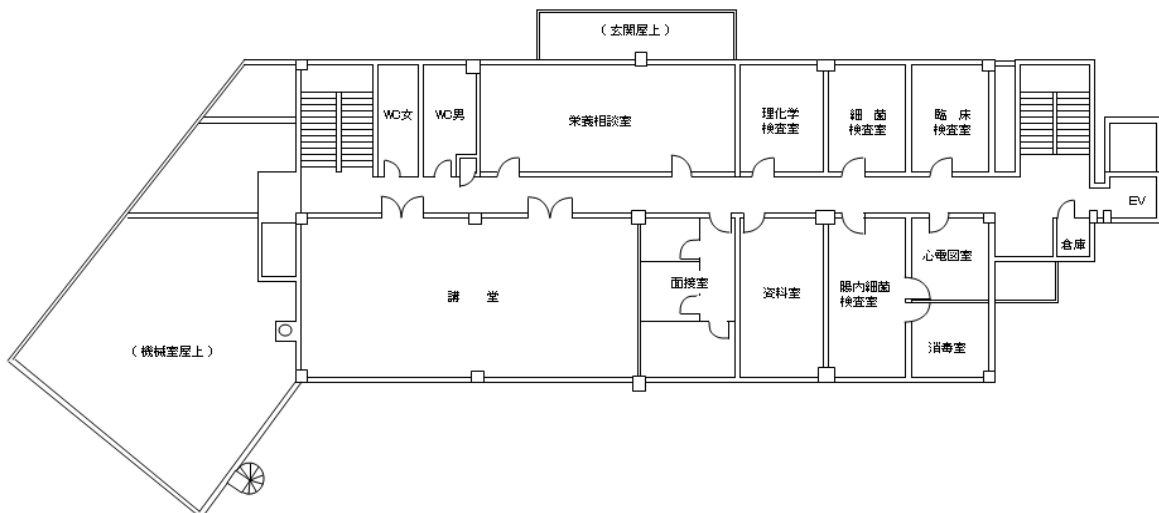
建物構造図（本館4階）



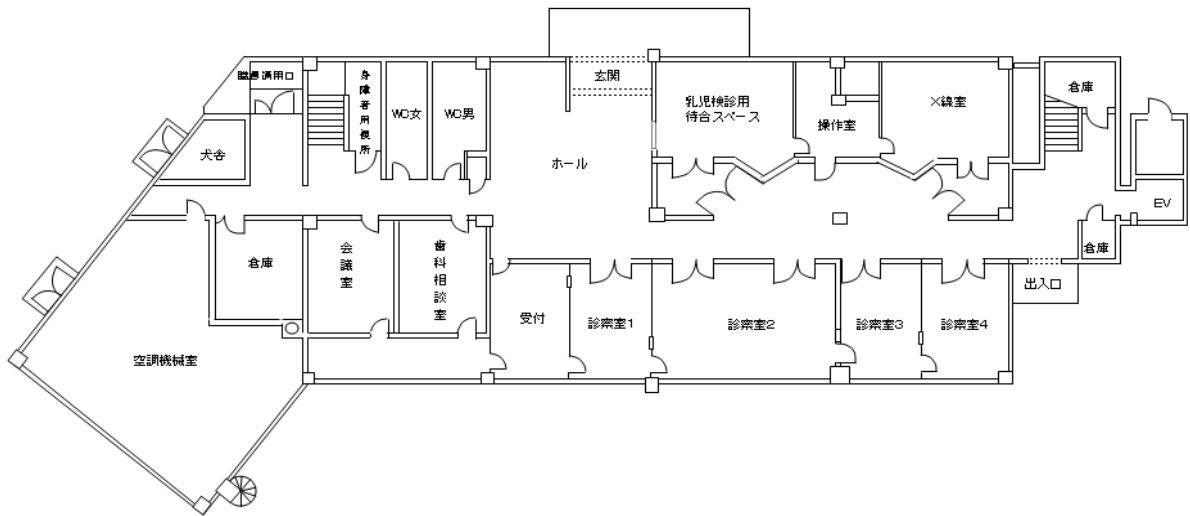
(本館3階)



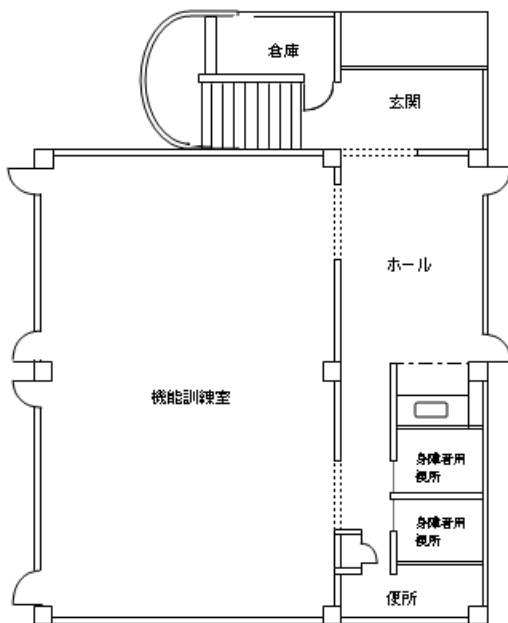
(本館2階)



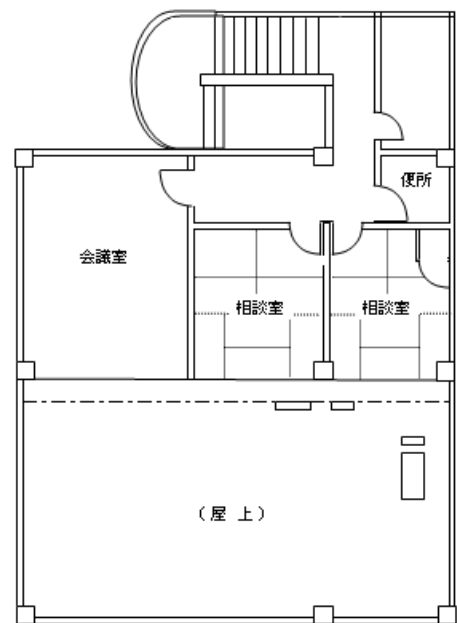
(本館 1階)



(別館 1階)



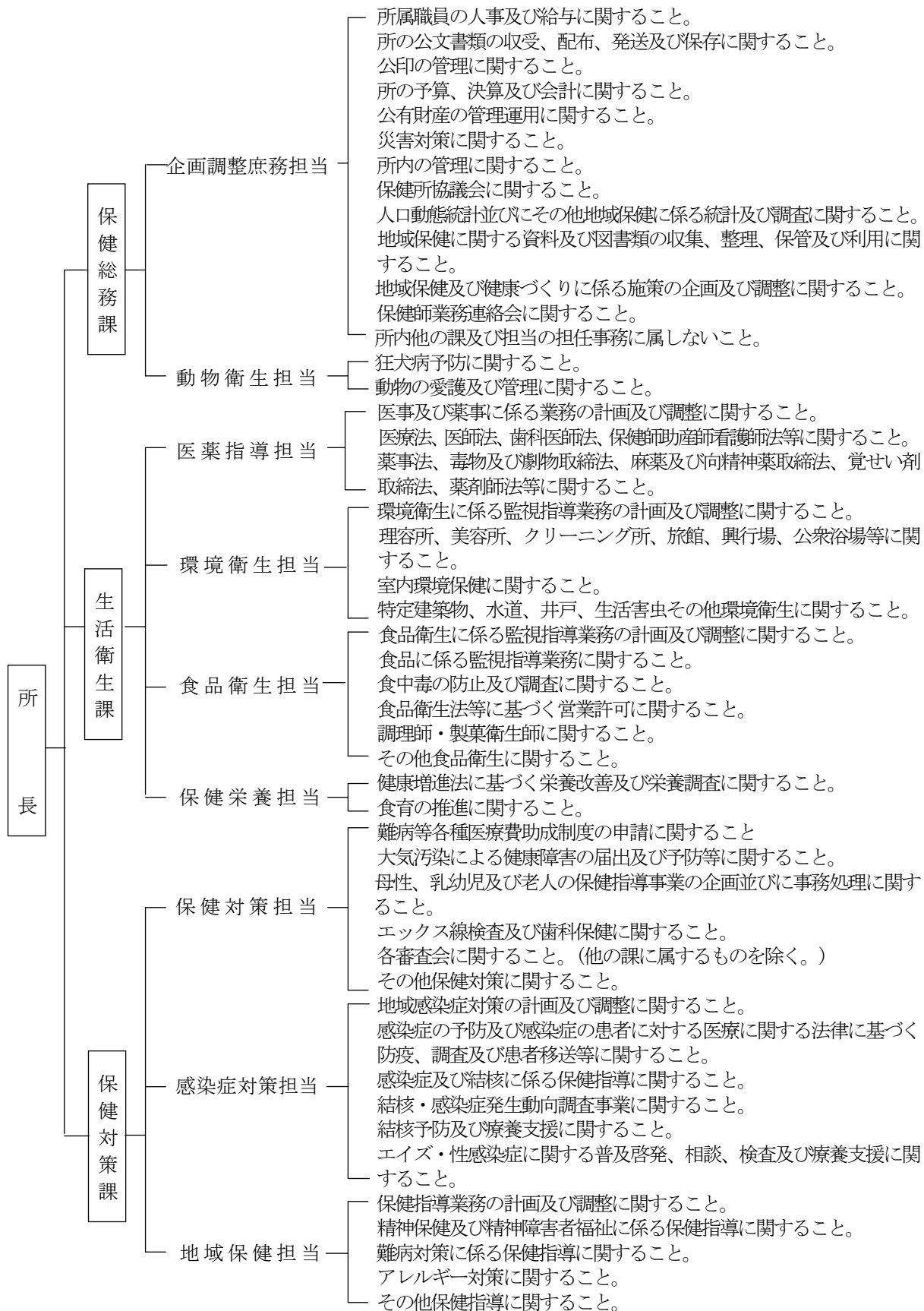
(別館 2階)



5 保健所の組織（平成22年度）

平成22年4月1日現在

(1) 組織及び分掌事務



(2) 職員配置表

平成22年4月14日現在

所 属	総 数	一 般 事 務	医 師	獣 医	薬 劑 師	栄 養 士	保 健 師	食 品 衛 生 監 視	環 境 衛 生 監 視
総 数	60	15	3	6	10	5	16	2	3
所 長 課	1	—	1	—	—	—	—	—	—
保 健 総 務 課	13	8	—	3	—	1	1	—	—
生 活 衛 生 課	24	2	—	3	10	4	—	2	3
保 健 対 策 課	22	5	2	—	—	—	15	—	—

6 決算状況

歳入

(単位 円)

科 目	平成22年度	平成21年度	増△減
総 額	741,646,212	690,206,032	51,440,180
分担金及び負担金	3,566,275	2,146,385	1,419,890
使用料及び手数料	61,595,051	62,003,923	△ 408,872
国庫支出金	43,965,309	59,513,498	△ 15,548,189
都支出金	631,857,275	566,303,373	65,553,902
寄附金	200,000		皆増
諸収入	462,302	238,853	223,449

歳出 (職員費含まず)

(単位 円)

事 業 名	平成22年度	平成21年度	増△減
総 額	274,491,909	338,653,446	△ 64,161,537
共通管理	10,726,841	11,740,426	△ 1,013,585
賠償金及び返還金	152,245	254,356	△ 102,111
国都支出金返還金	10,574,596	11,486,070	△ 911,474
基幹統計調査	689,197	207,539	481,658
人口動態調査	61,742	13,890	47,852
国民生活基礎調査	624,526	193,649	430,877
医療施設調査	2,929	0	皆増
新型インフルエンザ予防接種	0	10,613,250	皆減
保健所管理運営	80,834,146	89,512,128	△ 8,677,982
保健所管理運営	36,078,342	37,761,252	△ 1,682,910
衛生統計事務	251,010	722,284	△ 471,274
検体検査	44,504,794	51,028,592	△ 6,523,798
生活衛生に関する監視と指導	18,459,975	9,503,036	8,956,939
医事薬事	2,167,371	2,352,897	△ 185,526
食品衛生	1,446,093	1,536,212	△ 90,119
環境衛生	9,441,703	1,191,259	8,250,444
保健栄養	1,606,172	1,218,879	387,293
食育の推進体制整備	3,798,636	3,203,789	594,847
対人保健サービス	108,464,097	150,211,980	△ 41,747,883
歯科口腔保健	1,347,042	1,375,714	△ 28,672
保健対策事務	24,268,642	22,267,896	2,000,746
感染症予防対策	7,746,915	11,186,825	△ 3,439,910
結核予防対策	35,325,719	24,666,648	10,659,071
新型インフルエンザ対策	0	31,521,987	皆減
母子保健	32,212,779	50,580,974	△ 18,368,195
特殊疾病対策	2,783,892	4,178,286	△ 1,394,394
精神保健対策	4,779,108	4,433,650	345,458
狂犬病予防及び動物愛護・管理	40,656,246	43,485,987	△ 2,829,741
狂犬病予防・動物愛護	33,370,457	36,487,853	△ 3,117,396
飼い犬の登録事務	7,285,789	6,998,134	287,655
いきいき健康づくり	2,225,697	11,049,800	△ 8,824,103
いきいき健康づくり	2,225,697	2,298,445	△ 72,748
女性の健康づくり支援	0	8,751,355	皆減
都医療費助成等事務	12,435,710	12,329,300	106,410

7 保健所政令市移行の経緯

平成12年 8月	都において「第二次東京都地方分権計画」策定 ・保健所政令市制度の活用
平成13年 10月	都において「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表 ・保健所政令市制度の活用による事務・権限の移譲
平成14年 10月 ～15年 11月	都と八王子市による「八王子市の保健サービスに関する勉強会」 ・保健所政令市制度についての情報収集
平成16年 4月	多摩地域の都保健所再編 ・八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置
平成16年 6月	「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」（以下「協議会」）設置 ・第1回「協議会」開催
平成16年 8月	「協議会」部会（総合調整部会・保健サービス部会・生活衛生部会）設置 ・第1回「協議会」合同部会開催
平成17年 5月	第2回「協議会」合同部会開催
平成17年 8月	第3回「協議会」合同部会開催 ・移譲対象事務の確認
平成18年 2月	第2回「協議会」開催（都と八王子市の間で基本的合意） ・厚生労働省にヒアリング事前説明
平成18年 9月	政令改正の閣議決定（9月13日公布）
平成18年 10月	八王子市職員、移管前派遣研修開始
平成18年 12月 ～19年 2月	関係条例・規則等の制定及び改正（四定及び一定）
平成19年 3月	都と八王子市との間で協定等の締結
平成19年 4月	八王子市の保健所政令市移行

8 保健所政令市移行に伴う制定条例

- 八王子市保健所条例（平成18年12月18日制定）

- 八王子市保健所関係手数料条例（平成19年3月28日制定）

- 八王子市大気汚染障害者認定審査会条例（平成19年3月28日制定）

- 八王子市感染症の診査に関する協議会条例（平成19年3月28日制定）

- 八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成19年3月28日制定）

- 八王子市プールの衛生管理等に関する条例（平成19年3月28日制定）

- 八王子市化製場等に関する法律施行条例（平成18年12月18日制定）

- 八王子市興行場法施行条例（平成18年12月18日制定）

- 八王子市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例（平成18年12月18日制定）

- 八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成19年3月28日制定）

9 東京都と締結した協定等

名 称	内 容
<p>保健衛生事務事業に係る東京都・八王子市協定書</p> <p>(1) 検疫感染症及び感染症集団発生時の措置に関する細目協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検疫感染症及び感染症集団発生時の措置要綱 <p>(2) 食品衛生行政の運営に関する細目協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域監視実施要綱 ・中毒事件等調査処理要綱 ・不利益処分等の分担・執行及び連絡実施要綱 <p>(3) 試験検査に関する細目協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に関する運営要綱 <p>(4) 医療法・歯科技工士法に基づく病院等の報告の徴収等に関する細目協定</p> <p>(5) 保健衛生関係情報等の管理に関する細目協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生関係情報等の管理に関する要綱 ・重要文書交換取扱要領 <p>(6) 保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務に関する細目協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務に関する要綱 <p>(7) 薬事衛生行政の運営に関する細目協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識経験認定試験連絡調整会議の実施に関する要綱 ・薬種商販売業認定要綱 ・薬種商販売業承継者認定要綱 ・歯科用医薬品又はガス性医薬品を取り扱う特例販売業事務取扱要綱 <p>(8) 東京都・八王子市間の協議に関する細目協定</p>	<p>都区協定にならない、東京都と八王子市における協力体制及び業務分担等を明確にし、保健衛生事務事業の円滑な実施と適正な運営を図るため、都と市との間で締結したもの。</p>
<p>八王子市の保健所政令市移行に係る覚書</p>	<p>東京都から八王子市への支援策のうち、財政支援と人的支援（職員の派遣等）の内容について、都と市との間で合意したもの。</p>
<p>東京都職員派遣に関する協定</p>	<p>東京都から八王子市へ派遣される職員について、地方自治法第252条の17の規定に基づき、東京都職員派遣要綱により都と市との間で締結したもの。</p>
<p>八王子市の保健所政令市移行に伴う文書引継ぎに関する取決書</p>	<p>保健所等の移管に伴い、文書等の引継ぎについて都と市との間で合意したもの。福祉保健局と環境局が局長名でそれぞれ締結した（引継文書一覧は省略）。</p>
<p>都有財産譲与契約書</p>	<p>土地、建物、工作物を譲渡するに当たり、その条件などについて、東京都契約事務規則第37条第1項の規定に基づき都と市との間で締結したもの。</p>
<p>物品譲与契約書</p>	<p>東京都から八王子市に物品等を無償譲与するに当たり、譲与する物品をリストで示し、その取扱等について都と市との間で締結したもの。</p>

